

## 協議第9号

### 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

#### 地方税の取扱いについて

- 1 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。  
なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 2 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。  
なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 3 城南地域に係る法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。
- 4 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

次頁へ続く

- 5 固定資産の概要については、次のとおりとする。
- ・固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行どおりとする。
  - ・固定資産の評価方法については、平成24年度（又は平成27年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。
- 6 入湯税については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (9 地方税の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 地方税の取扱い						
	01	都市計画税	企画財政部会	第3回		
	02	事業所税	企画財政部会	第3回		
	03	法人市(町)民税	企画財政部会	第3回		
	04	個人市(町)民税	企画財政部会	第3回		
	05	固定資産の概要	企画財政部会	第3回		
	06	入湯税	企画財政部会	第3回		
地方税の取扱い						
		特別土地保有税	企画財政部会			
		軽自動車税	企画財政部会			
		市・町たばこ税	企画財政部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	01 都市計画税
協議内容	都市計画税の課税について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南地域については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市町別内容	○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者  ○税率 0.2%  ○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋)  ○納期 4期課税、固定資産税と同じ  ○税収額 平成17年度決算 5,087,905千円 平成18年度決算 4,864,697千円 平成19年度決算 4,925,744千円  ○用途	※該当なし
相違点と課題	城南町の城南都市計画区域は、線引きがされていないため、城南町の税条例には、都市計画税に関する規定がない。	

地方税法

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	02 事業所税
協議内容	事業所税について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所</li> <li>・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所</li> </ul> <p>※1 非課税対象施設の一例 従業員休養室、複合防災施設の消防用設備、卸売市場のうち倉庫や冷蔵庫、畜舎、幼稚園、農協研修施設、病院、自動車ターミナル用施設 など</p> <p>※2 課税標準の特例対象施設の一例 商工組合、農業協同組合、信用金庫、ホテル、営業用倉庫施設、タクシー事業用施設、木材市場 など</p> <p>※3 減免対象施設の一例 指定自動車教習所、酒類卸売業の保管用倉庫、農業協同組合等の共同利用施設、古紙回収事業用施設など</p> <p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産割           1㎡につき 600円</li> <li>・従業者割       従業者給与総額の0.25%</li> </ul> <p>○税収額</p> <p>平成17年度決算   1,863,153千円</p> <p>平成18年度決算   1,877,865千円</p> <p>平成19年度決算   1,888,007千円</p>	<p>課税なし</p>
		次頁へ続く

○使途	
相違点と課題	新たに税負担が発生する。

地方税法

(事業所税の使途)

第七百一条の七十三

指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	03 法人市（町）民税
協議内容	税率について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	城南地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		城 南 町	
市 町 別 内 容	○税率		○税率	
	・均等割	制限税率	・均等割	標準税率
	・法人税割	制限税率(14.7%)	・法人税割	標準税率(12.3%)
	○納税義務者数		○納税義務者数	
	・均等割	22,588 (H18 課税状況調)	・均等割	339 (H18 課税状況調)
	・法人税割	22,441 (H18 課税状況調)	・法人税割	143 (H18 課税状況調)
	○税収額		○税収額	
	平成17年度決算	9,713,760 千円	平成17年度決算	122,533 千円
	平成18年度決算	10,059,486 千円	平成18年度決算	119,450 千円
	平成19年度決算	10,237,886 千円	平成19年度決算	146,206 千円
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割及び法人税割の適用税率が違う。</li> <li>・税負担の増加が生じる。</li> </ul>			





# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	05 固定資産の概要
------	-------	------	------------

協議内容	<p>固定資産税の賦課事務について、どのように取り扱うのか。 不均一課税及び固定資産の評価方法について、どのように取り扱うのか。</p>
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行どおりとする。 固定資産の評価方法については、平成24年度(又は平成27年度)の評価替え時に熊本市の例に統一する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>○税率 標準税率(1.4%)</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>○納期 4期(5月、7月、9月、12月)</p> <p>○納税通知書 1期~4期までの通知書を送付</p> <p>○納付書 納税通知書に添付して郵送。 なお、九州外の納税義務者に対しては郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付</p> <p>○不均一課税(根拠 熊本市税条例第41条の2) ・都市再開発法の規定によるもの 税率0.94% ・国際観光ホテル整備法の規定によるもの 税率0.7% ただし、いずれも新たに課税されることとなった年度から5年間適用する。</p> <p>○課税免除(根拠 熊本市税条例第37条) ・文化財保護法による史跡等</p> <p>※ 企業立地促進事業としては、経済振興部会の熊本市企業立地促進条例に基づく補助金がある。</p> <p>○課税台帳・各種様式 電算による</p> <p>○評価方法 路線価方式</p> <p>○家屋の分担評価 床面積300㎡以上の非木造家屋(軽量鉄骨造を除く) …熊本市 上記以外の家屋…熊本市</p>	<p>○納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>○税率 標準税率(1.4%)</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>○納期 ・町内者 10期(6月~3月) ・町外者 4期(6、9、12、3月)</p> <p>○納税通知書 6月上旬に集合税(住民・固定・国保)納税通知書として発送</p> <p>○納付書 ・町内者 期割納付者：毎月発送 一括納付者：年額分を発送 ・町外者 期割納付者：毎月発送 一括納付者：年額分を発送 九州外の納税義務者には郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付</p> <p>○不均一課税 該当なし</p> <p>○課税免除 城南町工場等設置奨励条例第4条により課税免除課税免除を行う期間は、当該措置を講じた最初の年度以降3ケ年度まで 適用工場(2)、平成23年度で終了する。</p> <p>○課税台帳・各種様式 電算による</p> <p>○評価方法 状況類似方式</p> <p>○家屋の分担評価 床面積300㎡以上の軽量鉄骨造…熊本県 非木造家屋…熊本県 上記以外の家屋…城南町</p>

次頁へ続く

	○税収額 平成 17 年度決算 36,396,631 千円 平成 18 年度決算 34,995,951 千円 平成 19 年度決算 35,729,302 千円	○税収額 平成 17 年度決算 799,689 千円 平成 18 年度決算 782,171 千円 平成 19 年度予算 840,719 千円
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納期及び集合税方式の有無に差異がある。</li> <li>・ 納税通知書及び課税明細書の様式に差異がある。</li> <li>・ 不均一課税・課税免除について差異がある。</li> <li>・ 土地の評価方法及び家屋の分担評価に差異がある。</li> </ul>	

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	06 入湯税
協議内容	入湯税の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円 ○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む) ○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円	○税率 1人1日150円 ○免税点 なし ○特別徴収義務者 1人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 11,741千円 平成18年度決算 10,641千円 平成19年度決算 10,023千円	
	相違点と課題	免税点の有無、課税免除の範囲及び市長が特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。	